

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 保安林の指定……（産業労働局農林水産部森林課）…二
- 都道の区域変更（二件）……（建設局道路管理部路政課）…二

公告

告示

●東京都告示第九百五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき平井五丁目駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

平井五丁目駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十一月十四日から令和七年九月三十日まで

三 施行地区

江戸川区平井五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区平井五丁目十番十二号

平成三十年十一月十四日

五 変更の内容

事業施行期間を令和八年十二月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年八月二十九日

●東京都告示第九百六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月二十九日

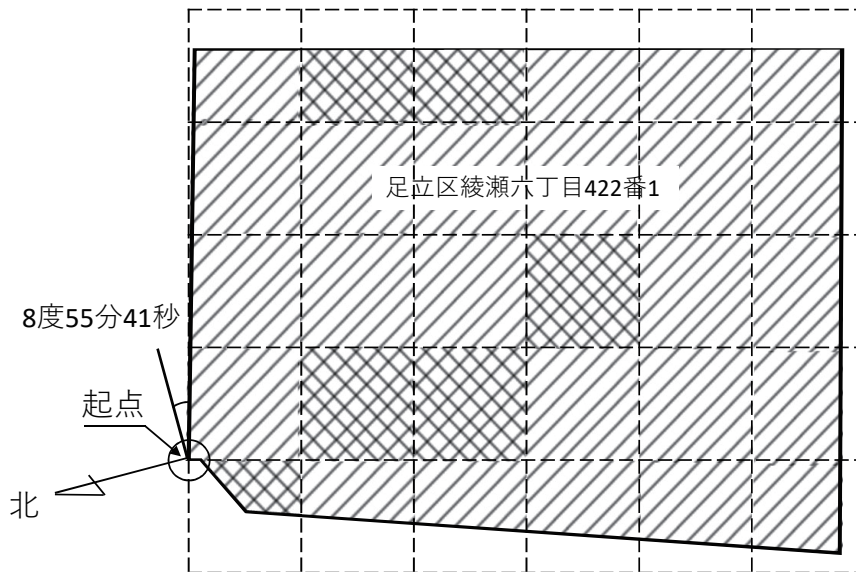
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区綾瀬六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
-  形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
-  形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第613号により指定した区域)

【起点】

起点は、足立区綾瀬六丁目422番1の最北端とする。

【格子の回転角度（8度55分41秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

大島町元町字式千坪山二九二番三（次の図に示す部分に限る。）、二九四番、字上山六二二番七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第九百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道本郷赤羽線区域変更略図

北区上十条二丁目地内

その関係図面は、令和六年八月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年八月二十九日

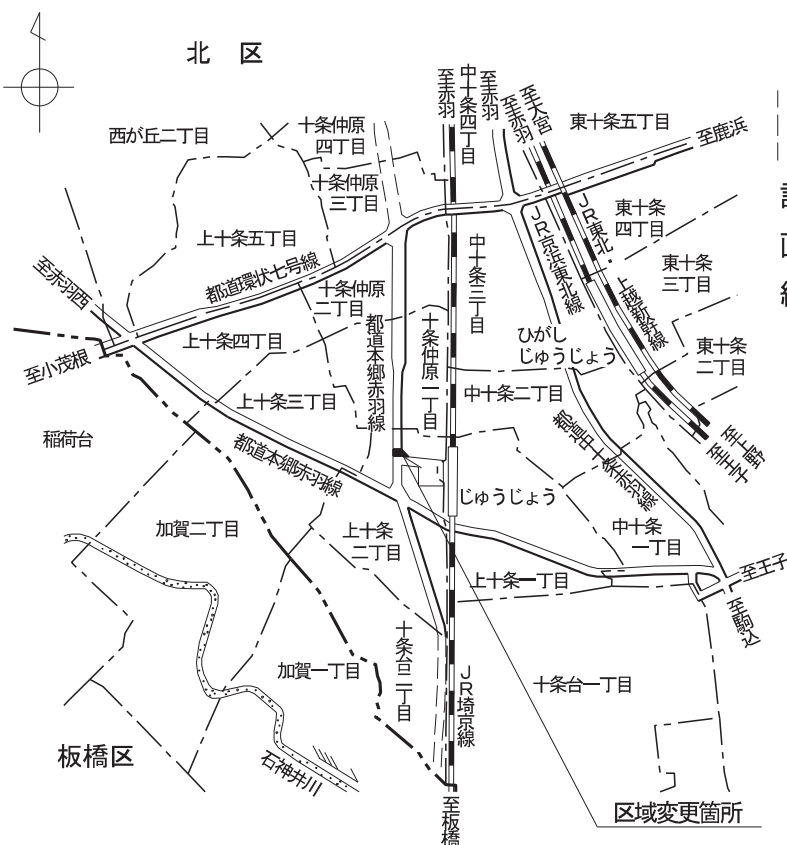
一 路線名 東京都知事 小 池 百合子
本郷赤羽
二 変更の区間 北区上十条二丁目十一番四十四地内から

三 変更の概要 同所同番四十地内まで
別図表示のとおり

都 道
特別区道
編入区域
延長
面積

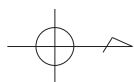
計画線

五・九メートル
一四・一七平方メートル



北 区

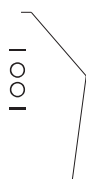
上十条二丁目



11.50
11.50
20.00

都道本郷赤羽線

至十条仲原



11.50
11.50
8.00

●東京都告示第九百九号

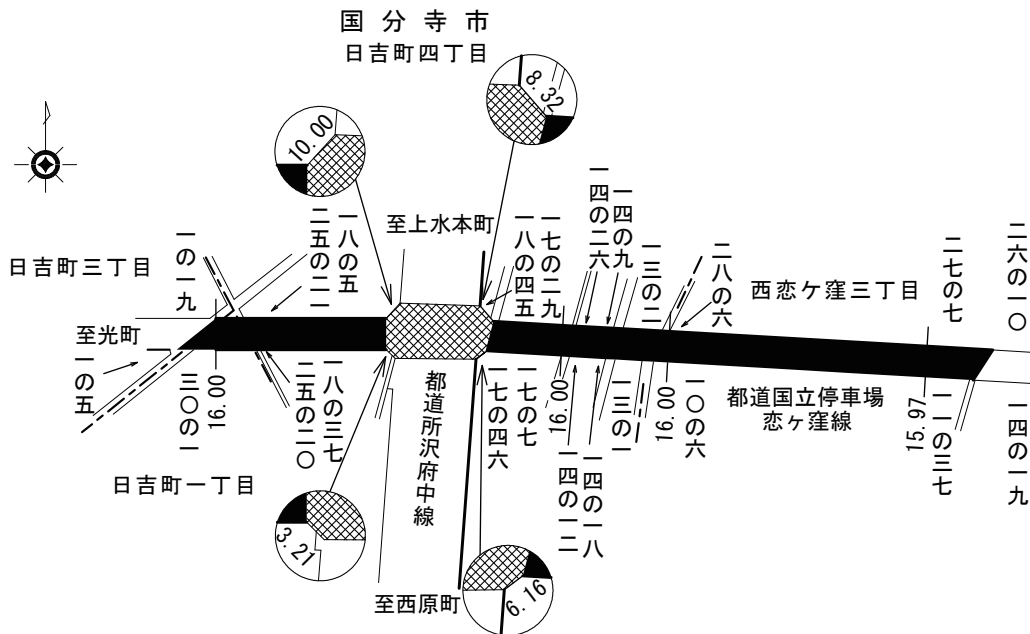
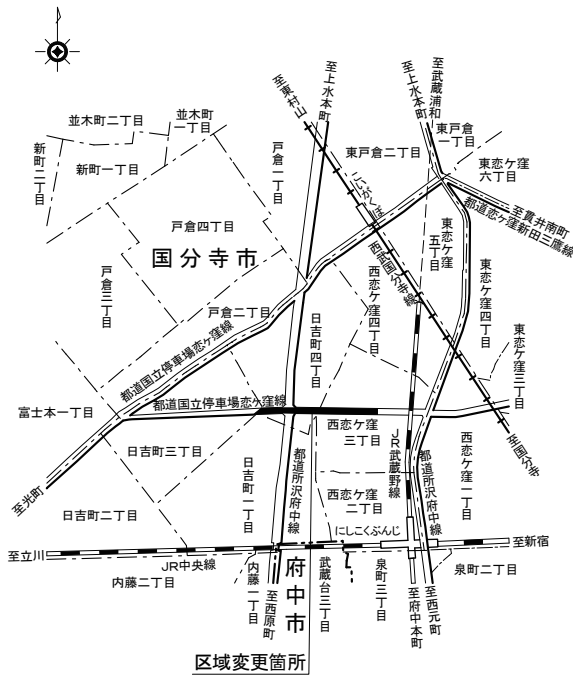
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道国立停車場恋ヶ窪線区域変更略図
国分寺市日吉町三丁目、西恋ヶ窪三丁目

都道
市道
編入区域

延長 三六九・四七メートル
面積 五、六三八・九一平方メートル
延長 五二・五八メートル
面積 一、三三二・〇七平方メートル



その関係図面は、令和六年八月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和六年八月二十九日 東京都知事 小池 百合子	
一 路線名	国立停車場恋ヶ窪
二 変更の区間	国分寺市日吉町三丁目一番五地先から同市西恋ヶ窪三丁目二十七番七地先まで
三 変更の概要	別図表示のとおり

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の
届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和六年八月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

足立区

足立区長 近藤 弥生

足立区中央本町一丁目十七番一号

東武鉄道株式会社

取締役社長 都筑 豊

墨田区押上二丁目十八番十二号

二 対象事業の名称

東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業

三 工事着手の年月日

平成二十四年十月三日

四 工事完了の年月日

令和六年三月二十九日

五 届出日

令和六年八月九日

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051